

平成29年第7回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成29年12月4日（月曜日）

議事日程第1号

平成29年12月4日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第118号から同第120号まで及び同第157号
- 日程第6 議案第121号から同第144号まで及び同第158号から同第161号まで
- 日程第7 議案第145号から同第155号まで、同第162号及び同第163号
- 日程第8 議案第156号

本日の会議に付した事件

+

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第118号から同第120号まで及び同第157号
- 日程第6 議案第121号から同第144号まで及び同第158号から同第161号まで
- 日程第7 議案第145号から同第155号まで、同第162号及び同第163号
- 日程第8 議案第156号

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

1番	平澤	惣一郎	君	2番	東野	恭行	君
3番	山本	剛	君	4番	吉川	慶一	君
5番	五十嵐	健一郎	君	6番	滝川	正義	君
7番	佐藤	孝	君	8番	新保	峰孝	君
9番	田原	実	君	10番	保坂	悟	君

11番	笠原幸江君	12番	斉木勇君
13番	中村実君	14番	大滝豊君
15番	田中立一君	16番	古川昇君
17番	渡辺重雄君	18番	松尾徹郎君
19番	高澤公君	20番	吉岡静夫君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹君	副	市	長	織田	義夫君																						
副	市	長	木村	英雄君	総	務	部	長	金子	裕彦君																				
市	民	部	長	岩崎	良之君	産	業	部	長	斉藤	隆一君																			
会	計	管	理	者	兼	務	企	画	財	政	課	長	藤田	年明君																
総	務	課	長	山本	将世君	能	生	事	務	所	長	土田	昭一君																	
定	住	促	進	課	長	斉藤	喜代志君	市	民	課	長	池田	正吾君																	
青	海	事	務	所	長	井川	賢一君	福	祉	事	務	所	長	水嶋	丈明君															
環	境	生	活	課	長	五十嵐	久英君	交	流	観	光	課	長	渡辺	成剛君															
健	康	増	進	課	長	横澤	幸子君	建	設	課	長	見辺	太君																	
商	工	農	林	水	産	課	長	池田	隆君	会	計	課	長	丸山	幸三君															
復	興	推	進	課	長	斉藤	孝君	消	防	長	大滝	正史君																		
ガ	ス	水	道	局	長	木村	清君	教	育	次	長	佐々木	繁雄君																	
教	育	長	田原	秀夫君	教	育	委	員	会	こ	ど	も	課	長	兼	務														
教	育	委	員	会	こ	ど	も	教	育	課	長	山本	修君	教	育	委	員	会	生	涯	学	習	課	長						
教	育	委	員	会	文	化	振	興	課	長	歴	史	民	俗	資	料	館	長	兼	務	長	者	ヶ	原	考	古	館	長	兼	務
磯	野	茂君	監	査	委	員	事	務	局	長	大嶋	利幸君																		

〈事務局出席職員〉

局	長	小竹	和雄君	次	長	松木	靖君
係	長	山川	直樹君				

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより平成29年第7回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、4番、吉川慶一議員、14番、大滝 豊議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、閉会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

去る11月27日及び29日に、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成29年第7回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおり、条例の制定及び一部改正が6件、平成29年度補正予算が8件、指定管理者の指定が28件、そのほか市の区域内に新たに生じた土地の確認、字の変更、市道の廃止及び認定が、それぞれ各1件、また、諮問案件として人権擁護委員候補者の推薦が6件、合計52件であります。

このうち、諮問案件6件につきましては、最終日に委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととし、その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することで、委員会の意見の一致を見ております。

また、会期につきましては、本日12月4日から12月21日までの18日間とし、日程につきましては、お手元配付の日程表のとおりであります。

次に、委員長報告について申し上げます。

総務文教、建設産業、市民厚生各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事項調査報告を行いたい旨の申し出がありますことから、本日の日程事項とすることといたしました。

次に、議会運営におけるタブレット端末についてであります。市外調査の研修結果を踏まえ、使用範囲、使用基準等を協議していくこととしております。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの18日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

### 日程第3．行政報告

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成29年第7回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、条例の制定を初め、指定管理者の指定、補正予算、人権擁護委員の推薦など52件の議案のご審議をお願いいたしたいものであります。

議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、この機会に4点ほどご報告を申し上げます。

最初に、新たな津波浸水想定公表について、ご報告申し上げます。

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、新たな津波浸水想定が、11月15日に県から公表

されました。

お手元に配付させていただいた資料のとおり、平成25年度と比べますと、想定条件などの違いもありますが、津波水位、浸水面積ともに前回は上回る数値が示されております。

今後、新たな浸水想定に基づき、沿岸地域の皆様と避難場所などの話し合いを行い、地域の実情に即した新たな津波ハザードマップの作成を進めてまいります。

2点目に、駅北大火からの復興について、ご報告申し上げます。

8月に策定した復興まちづくり計画に位置づけた事業に順次取り組んでおり、現在は、市道拡幅工事や復興市営住宅の設計などを行っております。

また、民間事業所や住宅の再建も始まっているほか、復興まちづくり情報センターの開設や被災地中心部に仮整備した、にぎわい創出広場における復興マルシェの開催など、着実に復興が進んでおります。

大火から1年となる12月22日には、駅北大火復興まちづくりシンポジウムを開催することといたしており、改めて大火の教訓を心に刻むとともに、にぎわいのあるまちづくりに向けた思いを多くの皆様方と共有し、今後の復興まちづくりにつなげてまいります。

3点目に、市内学校等への各種表彰について、ご報告申し上げます。

海洋高校におかれましては、全国でも例を見ないキャリア教育が評価され、8月に内閣総理大臣賞第10回海洋立国推進功労者表彰を受賞されました。

また、糸魚川中学校におきましては、平成23年度から社会貢献活動や、昨年の駅北大火でのボランティア活動が評価され、児童生徒を対象にした本年度上半期の、新潟県教育委員会表彰を11月に受賞しました。

次に、市内の2団体が、少子高齢化の中で国指定無形民俗文化財の継承が評価され、表彰を受賞されました。

根知山寺の延年を継承する日吉神社奉賛会が、文化庁の地域文化功労者表彰、白山神社の舞楽を継承する白山神社文化財保存会が、新潟県の県知事表彰を、それぞれ11月に受賞されました。

いずれの学校・団体とも、長年の地道な活動が評価されたものであり、今後のさらなる活躍を期待いたしております。

最後に、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の一部区間ルート帯決定について、ご報告申し上げます。

11月30日の新潟県知事の定例記者会見におきまして、松本糸魚川連絡道路の小滝から糸魚川インターチェンジ間のルート帯決定が公表されました。

この決定を受け、市といたしましても、国・県と一層の連携を図り、一日も早い事業化に向けて取り組みを進めてまいります。

以上、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様から特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

これで行政報告は終わりました。

#### 日程第4．所管事項調査について

##### ○議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、閉会中、3常任委員会及び議会運営委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長に報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

##### ○10番（保坂 悟君）

おはようございます。

閉会中の平成29年11月20日に所管事項調査を、10月19日、20日に市外調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

調査項目の、いじめ・不登校についての1番目、相撲競技に係る、学校、教育委員会事務局、社会体育団体、生徒宿舍、家庭の役割と連携のためのルール（案）についてにおいて、委員より、区域外就学の件に関する質疑に、現在のところは、29年度、30年度は、新たな生徒は受け入れないということであるとの答弁がなされております。

この答弁を受けて他の委員より、物事を先送りに聞こえるがいかがかと質疑があり、今までの経過、また協議の段階の中で、信頼を回復する、あるいは子供を中心に考えた見守り体制をつくるには、少し時間も必要であるし、そういう連携も今までもやっているが、これからも必要である。協議は継続していると答弁がありました。

委員より、31年度から取り組みをしっかりとし、また預かるところもしっかりしているので、ぜひ来てくれと言うことも大事で、ルールづくりはしっかりとやっていただきたいとの意見に、健全に子供たちを見守っていくというのが教育委員会の責務であるので、そこをしっかりとした上で進めたいと考えていると答弁がされております。

区域外就学について、委員長より、第三者委員会の提言を尊重することは、基本的には生徒を受け入れないものとする。もし、ただし書きをしたとするならば、経過を見て、三者で協議をし、もとのルールに戻したいという協議があれば、それをすればいいのではないかとの意見。また、ほかの委員からは、区域外からの通学を制限するというルール案であり、これは今までの地域、学校の伝統を大きく変えるものだと思う。平成29年、30年という限定的な縛りをかけたほうが、今後の関係者の努力に期待するところが大きいと思うとの意見もありました。

教育委員会からは、教育委員会は、第三者委員会の提言にある、親と子がともに同市内に転入を条件としてのみ、その就学を認めるなどの措置を講ずるべきであるという提言を尊重するという立場に立っているので、その立場に立っていきたいと思っている。ただ、いろんな場合も考えられるので、そのことについて29年度、30年度の取り組みの様子を見させてもらい、学校と社会体育団体とで協議をしていきたい。委員会の意見等を踏まえ、三者で協議をして、12月の委員会のとときに再度提出をさせてもらいたいと思っていると答弁がされております。

総務文教常任委員会では、再度、協議するという事を委員会の一致を得ております。

2番目の不登校の現状と取り組みについては、担当課から、不登校の親の会を10月から開催しており、保護者で情報交換をしたり、専門家の話を聞いたりして情報共有を図り、今後に生かしていくと説明を受けております。

委員より、学習支援体制、不登校要因の多様性、教育委員会内の体制整備についての質疑に、担当課から、別室登校するお子さん方への学習支援が、まだ不十分なところもあるため、学習補償をしっかりとしていきたいので、整備という文言にした。また、不登校の要因は非常に多様性があり、起立性調節障害ということもあるので、医療の面、福祉の面からも保護者に啓発をすることが必要になってくると思うので、教育委員会にとどまらないで福祉事務所とかと連携をとりながら、不登校要因に対する保護者に対する啓発をしていきたいと考えていると答弁されております。

委員より、今回の対策、今後の取り組みを出してきているのか、その都度その都度やられるとだめである。いじめ・不登校の対策はこうしようとうたっているわけだから、それを基本にしてもらいたいとの意見に、担当課から、言われるとおりでと思う。大きないじめ重大事態が起きたことよっての対策であるので、しっかりと基本に立ち返って、私たちの取り組みを見直すということは大事かと思うので、今の言葉をこれからのことに生かしていきたいと思うと答弁がされております。

次に、財政運営、柵口温泉事業特別会計の市民向け広報についてをご報告いたします。

総務文教常任委員会から指摘した5項目、1点目は、赤字分析の説明と赤字補填をしている理由、2点目は、支配人と行政の売上の伸ばし方、どういう努力をしてきたかということ、3点目は、コストの削減方法、どういう方法をしたか、4点目は、行政処分の対象と内容、5番目は、民間登用に対する市の総括についての、これらの5項目についてを市民に向けての広報内容について、調査を行っております。

担当課から説明を受け、赤字の分析について、市民が納得できる表記としてもらいたいとの意見に対し、主な収支の理由については、これまでの議会、総務文教常任委員会で話してきた内容の要点を記載するという形で整理をする。言葉づかいや表現の方法を市民の皆さんに、よりわかりやすいような形で広報に出したいと思うので、委員会の意見を踏まえて検討すべきところはしたいと答弁を受けております。

また、広報を掲載する時期について、議会としての権能としてチェックをし、それを検証し、評価するということから、急いでやるべきではないとの意見がありましたが、委員会では12月の広報に掲載し、見直しした内容の確認は、正副委員長に一任すると委員会の集約としております。

続いて、市外調査を10月19日、福井県勝山市で、子育て日本一の取り組みについて、10月20日、石川県輪島市で、防災士の取り組みについての調査を行っております。

初めに、福井県勝山市、子育て日本一の取り組みについては、子育て日本一の取り組みの背景には、市長公約と繊維の街として女性が働くことが当たり前という風土がありました。

主な特徴は、放課後保育の充実であります。児童センターでは、預かりと体験教室と遊び場提供の3点を満たす形となっており、小学校1年生から6年生まで利用希望者は全て無料であります。ほかにも定員を設けていないことや、気がかりな児童についても保護者と相談の上、受け入れを行っております。開館時間も学校に合わせており、長期休業時は朝から開館し、留守家庭の保護者に

安心を与えております。

障害児放課後支援として、障害児は、放課後や長期休暇中に特別支援学校内で通所事業所を無料で利用できます。

子ども医療費については、平成17年度より全ての4歳児までの補助を市単独事業として始め、徐々に拡充を進め、平成29年度では、中学生以下の自己負担を撤廃しております。平成30年度より、福井県では県内全て無料化を行うとのことであります。

利用者支援事業では、母子保健型の子育て世代包括支援センターと基本型の子育て相談室があり、子供または保護者の相談に応じ、必要な情報提言や助言を行い、関係機関との連絡調整をすることで妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施しております。

保護者から相談があった場合、子育て支援に積極的な市長と担当課の連携がとれているため、話が通りやすく、結果として保護者にとって不満がないということでもあります。

当糸魚川市においてもゼロ歳から18歳までの子ども一貫教育方針に「ひとみ輝く日本一の子ども」とあります。何を日本一にするか。限られた財源の中で何に重点を置くのかを一層明確にすることが必要であると改めて認識してまいりました。

次に、石川県輪島市では、防災士の取り組みについてを調査しております、

輪島市の防災士の取り組みの背景には、2007年3月25日に発生した能登半島地震を経験していることから、災害に強いまちづくりのため、地域の防災力の強化と防災リーダーの育成に力を入れてきたものであります。

主な特徴は、石川県の防災士の育成の取り組みに先駆けて、輪島市は独自に防災士の育成補助制度を設けて実施しております。対象は、中学生からとし、年齢制限を設けず、主に地域の区長さんからの推薦された市民が受験し、資格を取得しており、中高生では、輪島市より学校に対して要請を行い、その後、学校から申し込みを受けて、生徒が受験し、資格を取得しております。

試験は年に4回から5回あり、受験会場は変わりますが、輪島市から20分くらいの会場で行われています。そこへ受験費用の全額を市と県が負担している形であります。さらに食事代も市が負担するなど手厚い補助を行っており、補助額は約1人4万円と伺いました。

その結果、平成28年までの8年間で、延べ591人の防災士を誕生させております。そのうち女性は138人おります。

資格取得者は、市より帽子とベストが支給され、災害時の初期対応として自助・共助の分野で重要な役割を担っていただいているようであります。また、地域の防災において消防士や消防団とは別に日ごろの防災訓練を実施しているとのことであります。

当市においても防災士の取得推進や防災リーダーの育成、地域の防災教育に一層の力を入れる必要があると認識してまいりました。

以上で市外調査報告の内容を終わり、以上で総務文教常任委員会の所管事項調査を終わりとさせていただきます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、閉会中に所管事項調査及び市外調査を行っておりますので、その内容についてご報告いたします。

10月30日に開催いたしました所管事項調査では、ガス水道事業及び下水道事業について調査をしております。

まず、青海浄化センター改築事業についてであります。

本事業は、既存の汚水処理施設から平成42年度の計画処理量に合わせた規模へ、平成26年度から平成32年度までのスケジュールで改築するものであり、今回は第1期工事の完了に伴い、現地調査を行いました。

机上調査では、若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はございません。

次に、下水道事業及び簡易水道事業の地方公営企業法の適用についてであります。

両事業に地方公営企業法を適用する目的としましては、公営企業会計を適用することにより、財務諸表の作成を通し、経営、資産等を正確に把握し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に的確に取り組むとしております。

このたびの動きについては、全国的に人口減少や高齢化した施設の更新などの問題があり、今後の財政計画を立てる上で、複式簿記と資産管理の考え方を入れた上で計画するため、国の要請により、各市町村で同様に取り組むものであります。

国では31年度までの5年間を集中取り組み期間として、32年度からとしています。当市では前倒して、30年4月からの適用を目指し、早く取り組んでいるとのことでありました。

委員から、公営企業会計を適用することによる国の財政措置等について質疑があり、行政側からは、本事業の準備に係る委託費用には100%起債の充当があり、それに対する元利償還金について交付税措置がある。また、今後、施設の更新等は複式簿記により管理していくことになるが、市

債についても今までどおり元利償還金について交付税の措置はあり、一般会計からの繰入金についても同じような形で推移する旨の答弁がなされております。

続きまして、11月14日から15日の2日間で市外調査を行っておりますので、報告いたします。

調査内容は、静岡県浜松市の、土木スマホ通報システムについてと、静岡県藤枝市の、起業・創業支援の取り組みについての2点であります。

まず、浜松市の土木スマホ通報システムの取り組みについてであります。

このシステムは、市民が道路や河川において、修繕が必要で危険な箇所を発見した際、スマートフォンから写真つきで通報できるシステムであり、スマートフォンのGPS機能を利用することにより、正確な位置情報も通報することができます。通報された情報は管理者用のサイトに反映され、職員がそれらを確認し、対応します。通報された情報について、職員が「確認済」や「対応済」といった対応状況を入力することで、市民はその対応状況を確認することができます。また、通報者へ市からのコメントを返信することも可能であります。

システム導入の背景には、職員によるパトロールだけでは道路等破損箇所を全て把握することは困難であり、管理瑕疵による事故を減らすため、破損箇所等の情報をより多く収集する必要があったことと、電話での通報では位置の把握に時間がかかり、また、破損状況を正確に把握することが困難であるため、効率的で正確な情報収集手段が必要であったとのことであります。

導入の流れとしては、平成25年8月に職員提案で市長を含めた審査会の結果、事業化が決定をいたし、平成27年4月に市民向けへ運用を開始しております。

実際の通報状況は、運用開始からの2年間で766件、そのうちの大半は、道路の舗装、側溝、カーブミラーなど道路施設に関する内容であるようであります。

道路・河川の管理不行き届きによる事故瑕疵を、市民からの通報により、いち早く察知して対応できるこのシステムは、用途を道路・河川に限定しなければ、展開の仕方が大きく広がると感じてきました。

また、当市は面積も広く、冬期間は降雪もあることから、特に除雪に関する情報を市民から提供してもらえば、市の担当者も管理画面を見ながら即時的に的確な指示ができると思います。委員からもシステム導入の必要性をうたっている意見が多く出ております。

次に、藤枝市の起業支援の取り組みについてであります。

藤枝市では、地元の中小企業を成長させることによって地域経済を活性化させる政策のエコノミックガーデニングに取り組んでおります。その取り組みの中心施設といたしまして、エコノミックガーデニング支援センター「エフドア」を設置しており、市から委託を受けたNPO法人が関連組織、有識者との連携・協力のもと運営を行っております。

エフドアの主な活動としては、ビジネスに関する相談への対応、ビジネススキル向上のためのセミナーの開催や出会いの場づくり、また、ビジネス関連の情報発信をし、新たにビジネスを始めた人に対して新製品の開発、市場の開拓、連携、起業、課題解決などの手助けを行っております。

また、女性の起業支援について、藤枝市では市内在住の20歳から60歳までの女性にアンケートを実施したところ、約3割が起業・創業に興味・関心があると答えております。

起業しやすい環境づくりは、起業の構想から始まり、計画、起業、事業創出、事業拡大とあり、

各段階での女性起業セミナーが開催されております。創業検討段階の「基礎編」、事業計画段階の「実践編」、開業に向けた「チャレンジ編」、軌道に乗るまでの支援、成長への支援では「女性起業カレッジ」など、各機関の役割分担があり、エフドア、市役所、金融機関、商工会議所、商工会が連携して女性の創業を支援をしております。

女性の何かしたいという思いを形にするきっかけづくり、女性たちのネットワークづくり、専門家・支援機関との接点づくりなど、女性に手厚い支援が特徴でありました。

ほかに、藤枝市の高校生による、藤枝市ビジネスハイスクールの紹介もあり、自由な発想でビジネスプランを考えてもらうため、今後、事業拡大を支援したいということでありました。

藤枝市の創業支援について、委員会のまとめとして、今回の調査で、実際に起業に関心のある女性に、検討の段階から市やNPOなどエフドアが深くかかわり、起業セミナーを開催し、各専門家から話を聞く中で安心して起業ができる体制づくりがなされていると強く感じました。

当市においてもチーム糸魚川がありますが、まさに藤枝市のエフドアだと思います。企業支援室が中心となり、チーム糸魚川の皆様方が本気とやる気を出して、専門家、支援機関、商工会議所などと連携して、積極的なセミナーの開催を通して、たくさん市内で起業し、1人でも多く地元に残ってもらうことが地域の活性化につながると強く考えております。

また、糸魚川市でも創業支援の補助制度がありますが、制度全体を見渡すことができ、創業を考える方にとって選択肢が広がるような制度の整備が必要であると感じてきたところでありました。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、閉会中、10月11日から12日と、11月13日の2回市外調査を行い、また10月6日と12月1日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容と結果について

てご報告いたします。

調査項目は3点あり、1つ、高齢者の福祉施策について、2つ、訪問診療所の開設について、3つ、ごみ処理施設の整備についてであります。

初めに、高齢者の福祉施策については、10月12日に高齢者福祉の先進的な取り組みを展開している滋賀県草津市を視察しました。介護予防など高齢者に係る取り組みについて、特に認知症施策について重点的に調査を行いました。

草津市は滋賀県の中でも交通の要衝であり、京阪神のベッドタウンとして近年急速に人口がふえ、その中心は団塊の世代であるとのことで、今後を見据えた施策として、全ての市民が元気なうちから地域活動等に参加し、仲間づくりやコミュニティづくりを積極的に進めることが重要という考えをベースに各種高齢福祉事業を展開しています。

その1つには、認知症になっても安心して生活できるまちを目指し、平成26年3月に、認知症施策アクションプランを策定し、各種認知症対策事業をこのプランの中に位置づけ、計画的に事業展開されております。

具体的には、認知症高齢者見守り支援ハンドブックなどを活用した普及啓発や、徘徊高齢者SOSネットワークの構築・運用などを通して、地域が認知症の方を見守り、その家族を支援する体制構築を進めており、認知症があっても安心して地域で生活できるまちづくりを推進しております。

平成27年度より開始した草津市徘徊高齢者SOSネットワーク事前登録事業では、認知症による徘徊症状のある高齢者や、その家族などからの申請に基づき、当該高齢者情報を事前に市に登録し、警察及び地域包括支援センターと共有することにより、徘徊による行方不明など緊急時の対応に備えるとともに、平時の見守り、身元不明高齢者の見守り紹介に活用することを目的とし、若年性認知症の方も対象としています。

先進的な取り組みとして、徘徊探知機GPS機器の無料貸し出しを行っており、パソコンが使えない人は、委託先の警備会社に電話すると場所を探知して教えてもらえる仕組みとなっています。探知機をどうやって携帯させるかが課題とのことです。また登録者には、登録番号や市役所・警察の連絡先を記載したキーホルダーを交付し、自転車などに張るシールも交付しています。この登録番号で住所が判明して家族に連絡でき、写真、ふだんの様子、身体的特徴、障害などの情報を申請しておくことで、行方不明が発生したときに、市は情報をもとにチラシ等をつくることができるとい仕組みになっています。登録者数は、平成28年度末で84人が事前登録、29年度末までには、およそ120人となる見込みとのことです。

また草津市介護予防サポーターポイント制度は、介護予防サポーターに登録した人が、生き生き100歳体操、転倒予防、脳活、認知症キャラバンメイト講座などに参加し、交付されたポイント手帳と活動証明書を委託先の草津市社会福祉協議会に持っていくと判を押してくれるという仕組みで、1ポイント100円、登録対象者は65歳以上の方全てで最大5,000円までが支払われます。登録者は29年3月末で84人、年間16万3,800円の支出。社会福祉協議会への委託料は29年度で410万程度を見込み、これには人件費や普及活動費も含まれています。

以上が草津市の高齢者の福祉施策の概要ですが、今回の視察の結果を糸魚川市の施策に生かせるよう行政側に求めてまいります。

次に、訪問診療所の開設については、12月1日に机上調査を行い、担当課から事業概要の説

明を受けた後、質疑をしております。

まず担当課から、事業者はつくば市で事業展開をしているメドアグリクリニックで、24時間365日対応の訪問診療・訪問看護、開設時期、場所について説明があり、続いて訪問診療所とはどのような診療所であるのか説明がありました。

訪問診療とは、定期的に自宅に伺い診療を行うことで、病気や障害があっても、住みなれた地域、家で過ごしたいという方が、自宅にしながら医療を受けることができる医療サービスで、24時間体制で在宅医療を支援するものです。利用できる方は、1人で通院することが困難な方や寝たきりと同様の状態の方、病院や施設等から自宅に戻り、自宅での療養を希望される方などです。診療方法は、かかりつけ医としてご自宅に定期的に訪問し、診療、治療、薬の処方、療養上の相談や指導を行う、定期的に訪問を行っている方に、必要に応じて緊急訪問も行うものです。診療範囲は、訪問診療所より半径16キロ圏内で、市内の広範囲が診療可能な地域となります。

この訪問診療所の開設で、市民の安心と地域医療の充実につながるものとして期待されています。

委員より、事業者の誘致するメドアグリクリニックの体制について、看護師の確保について、契約内容について、市内医療機関への影響や連携についての質疑があり、常駐医師1名と非常勤医師1名、看護師5名から10名、事務員3名から5名を地元雇用する予定であること、開業支援をする条件として10年間の事業継続の覚書を交わしたこと、地元医師会や糸魚川総合病院にも相談し、理解を得ていることなどが報告されました。

その他、闊達な質疑がありましたが、割愛させていただきます。

以上が訪問診療所の開設についての委員会調査の概要です。

次に、ごみ処理施設の整備については、10月6日に、9月定例会でのごみ処理施設整備運営事業建設工事の契約の締結について可決されたことを踏まえ、改めて、DBO方式、建設費、運営費等について委員の共通理解を持つための委員会を開催し、その上で市外調査に臨みました。

まず10月11日に上越市クリーンセンター、翌12日に滋賀県野洲市の野洲クリーンセンター、11月13日に東京都武蔵野市の現地に赴き、調査をしております。

上越市クリーンセンターは、全連続ストロカ方式の焼却炉で24時間運転による1日当たりの処理能力は85トンが2基の170トンであり、蒸気タービンによる高効率発電設備と可燃性ごみ切断機も備えています。事業方式は設計・建設・運営を民間委託する公設民営のDBO方式。設計・建設は日立造船株式会社、運営は日立造船が中心となって設立された特別目的会社上越環境テクノロジー株式会社と契約しております。契約金額は、設計・建設費が121億680万円、運営費が86億8,200万円、運営期間は20年と半年であります。建設期間は平成27年6月から基礎くい工事を始め、平成28年度に建屋工事と焼却炉、排ガス処理設備を完成し、平成29年度に入り作動試験を行った後に6月から試運転を行い、8月に最終性能試験をして、9月末に上越市に引き渡されました。平成22年度の「ありかた検討委員会」設置から数えて7年余りの歳月を経て、本格稼働に至ったとのことでした。

その間、行政は市民の負担となる建設コストを抑えるために、市場調査とか可能性調査とかを事業者募集前にいろいろ行い、事業者に対してのリサーチをし、建設費を抑えるための競争をさせるために多くの業者の参加があるような環境づくりに努力してきた。また、業者はいろいろな経験をしているので、その事例などをもとにしてコストカットの提案があった。また、当初提案の中に入

っていなかった眺望のよい空間の増設や、工場全体の理解や環境学習のためのものとして提案を受けたとのこと。このような状況をつくることができたのは、金はかかったが管理業務をコンサルタントに依頼した効果が出たものと考えている。コンサルタントからは、上越市の職員の立場で頑張ってもらって、毎回毎回の定例会議は熱い議論があり、時につかみ合いになりそうなこともあった。このあたりのコンサルタント活用は大事と思うと経験談とアドバイスをいただいております。上越市の真剣な取り組みと熱意を感じました。

糸魚川市との比較においては、上越市クリーンセンターは糸魚川市の計画にはない高効率ごみ発電施設を含み、建設事業費は特別高圧電線路工事負担金を除くと118億1,760万円、トン当たり6,951万円となります。施設職員数は運営事業者が41名、うち計量担当が2名とのことです。全体建設事業は、売電する経費の負担やもろもろの経費も含めると約124億3,300万円で、その財源は、国の補助金が43億7,500万円で、廃棄物施設整備交付金の枠を使い、災害廃棄物処理実施計画をつけ加えることで交付を受けることができたとのこと。それ以外には市債で80億5,600万、うち合併特例債で76億5,400万円、県の資金として地域づくり資金で4億300万円といった財源構成になっています。運営費に関しては、交付金の対象になっていないので全て一般財源よりの支出となり、一般財源で20年と半年で86億8,200万円。内訳としては固定費的なものと運転によってごみの量とかごみ質によって経費が上下する事情もあるので、86億8,200万円のうち、固定費として82億5,100万円、残りが変動費分で4億3,100万円という契約とのこと。

続いて施設見学を行い、見学コースでは焼却設備の様子がよくわかるような大きな窓や解説用のモニターが随所に配備されており、また、クイズ形式でごみ処理について学べる設備もあり、子供から大人までごみ焼却施設、リサイクル事業の概要や環境問題について学ぶことができるような工夫がされています。建設地は上越市の田園地帯の真ん中にあり、建物の外観はモダンで、かつ城下町にふさわしい落ち着いた印象の好感の持てるものであります。

野洲クリーンセンターでは、全連続ストロカ方式の焼却炉で24時間運転による1日当たりの処理能力は21.5トンが2基の43トンであり、1日当たり8トン进行处理するリサイクルセンターも併設しています。事業方式は設計・建設と運営を別とするDBプラスO方式。設計・建設はエスエヌ環境テクノロジー株式会社、運営もエスエヌ環境テクノロジー株式会社と契約しており、契約金額は設計・建設費が造成工事も含んで49億9,600万円、運営費が10億2,168万円で、ただし、運営委託期間は3年であり、ここに修繕費は含まれていません。建設期間は平成27年5月から基礎くい工事を始め、平成28年6月に完成し、試運転を経て、平成28年11月に正式稼働しています。

糸魚川市との比較においては、糸魚川市の施設にはないリサイクルセンターとその関連工事、造成工事を除くと31億8,200万円、トン当たり7,400万円となります。ただし、これには研修室や市民活動フリースペース、リユース品修繕展示室を含んでいません。仮にリサイクルセンター建設部分工事費12億6,660万円の半分、6億3,330万円を加えると38億1,530万円で、トン当たり8,872万円となります。施設職員数は、市職員が5名、運営事業者は36名、うち計量担当が3名とのことです。

調査の中で質疑が交わされており、委員より、性能試験と瑕疵担保は別と思うが、野洲市では瑕

疵期間を3年に設定して、その中で性能試験もやっていくのかとの質疑に対し、担当者より、性能は3年間メーカーが必ず保証し、4年以降は瑕疵期間を過ぎるので市の責任になる。通常、プラントの場合、設計どおりの性能が出ることを確かめる試験期間は2年から3年は必要と思う。保証期間を3年としたのは、工事が終わった段階で一回引き渡しを受け、性能については3年後にもう一回確認して修繕する。まず2年間の実績をまとめ、残りの1年で検証するものである。議会からの指摘もあり、3年目に第三者機関から検査してもらうということで進めてきたとの答弁がありました。

そのほかにもさまざまな質疑が交わされておりますが、割愛させていただきます。

野洲市の施設調査での収穫の1つは、糸魚川市と同じ契約先であるエスエヌ環境テクノロジー株式会社で作製したDVDで、同じストーカ方式のシステムの理解が深まり、また、着工からくい基礎工事、配筋工事、型枠工事、コンクリート打設、本体鉄骨建て方、ストーカ炉の据えつけ、外壁施工、内装工事、外構工事の流れを見て、工事のスケジュールを理解し、糸魚川での工事をはっきりとイメージすることができたことでした。

委員長としてはこの資料をこれからの委員会調査や議会議員のために活用できないだろうかと考えているところです。

東京都武蔵野市クリーンセンターでは、武蔵野市におけるクリーンセンター建設の背景と市民参加について、市民との合意形成について、「見せる施設」という考え方について、なぜデザイン性を重視したのかについて、施設を見学して調査してまいりました。

清掃工場の場合、いわば迷惑施設という扱いで、市街地に建設することについて市民参加で議論して、迷惑施設という感じを払拭し、さらに付加価値をつけようということを基本にし、市民が気軽に立ち寄って、ごみ処理を学ぶ、重要性を知る、ごみの減量化を進めるという施設にすることが議論され、あわせて、周辺協議会という組織にてデザインや見学者コースを議論してきたとのことです。デザイン監修を武蔵野市と設計事務所が、設計をKAJIMAデザインが、建築は鹿島建設株式会社が、プラントは荏原環境プラント株式会社が担当していますが、事業者の提案で館内案内説明を株式会社電通がプロデュースし、また、ロボットペッパー君による案内もあります。子供も大人も理解できる工夫がされた画期的な見学コースとプレゼンテーションスペースがつけられています。これが評価され、武蔵野市クリーンセンターは、2017年グッドデザイン賞を受けています。糸魚川市でも生かしたいさまざまなノウハウがありました。

施設の概要としては、ストーカ方式の焼却炉で1日当たりの処理能力は60トンが2基の120トンであり、5時間で10トン进行处理する粗大・不燃ごみ処理施設とごみ発電施設も併設しています。事業方式は設計・建設・運営が一体のDBO方式。契約金額は設計・建設費が消費税込みで111億円。周辺の環境を考え、建物の高さを抑えるために地下3階とし、地下工事部分が多いことが建設単価を押し上げたとのことですが、発電設備を含んでもトン当たり9,250万円で建設されています。運営費は消費税込みで103億円、運営委託期間は20年ということです。

次に、当委員会では、12月1日の午前に視察した施設の写真をプロジェクターで映しながら振り返りを行い、意見交換をしております。

ここでの主な意見として、上越市と野洲市の施設工事完成から引き渡しまでの試運転期間や瑕疵期間についての考え方、特に野洲市では瑕疵担保というものを考えて瑕疵期間を3年間設けていた。

間違いなく運転されるまで、しっかりと見た上で引き渡しを受けるということでは非常にいいやり方で、この保証期間と瑕疵担保についての取り組みが参考となった。

また、上越の廃プラ処理について、今、糸魚川は廃プラを有料で処理しているが上越では燃やしているということも、糸魚川の今後のごみ処理のあり方として考えるべきではないかという意見がありました。

また、武蔵野市のクリーンセンター建設では、市民参加、市民合意を徹底した行政の事業の進め方の説明を受け、施設見学をしたが、そのことが施設の随所に見られた。デザイン的にも、市民の利用も、見学する際の便利さなどにそれが活かされていたと思う。この市民参加という点が非常によかったので、糸魚川市の施設建設においても参考にしていく必要があると思う。特に、ごみ処理施設については市民が入り込めない分野、一方、行政が事務処理的にことを進めることが多いと感じていたが、武蔵野市の取り組みは市民本位のものと感じたといった意見が出されました。

また午後からは、ごみ焼却施設建設地にて改めて敷地と建物建設位置を確認し、現在のごみ焼却施設の解体時期や、し尿処理施設と次期ごみ焼却施設との関係づけなどについて説明を受けました。その後、机上調査とし、環境生活課から資料配付と説明があり、質疑が行われています。

冒頭、委員長より、実施設計案が今回初めて示されたが、今後の本委員会での意見要望への対応はどうか確認したところ、検討していく旨の答弁をいただきました。

続いて各委員より質疑がありましたが、その主なものとしては、県が示す津波の基準が変更となったことへの対応について、耐震強度や液状化について、敷地の選定について、試運転期間と瑕疵担保期間について、国からの交付金について質疑が交わされました。

また、実施設計に対する意見として、ランプウェイの形状見直しによりコストダウンして、その費用で市民見学スペースを広げることについて、館内の会議室と研修室について、見学コースのスペースと見学方法について、見学コースをよりよくするための再検討をし、ハード部分をしっかりとつくることについて、また海岸側の屋上の一部を市民利用に供することについてなどの要望が出されております。

また、今回配付された野洲市と糸魚川市の事業費の比較表について検討し、機械設備工事、土木建築工事、諸経費のいずれも糸魚川の事業費のほうが高額で、その差が大きいことが指摘されました。今後、実施設計を進めていく上で、このことについて議会への丁寧で詳細な説明が求められているところであります。

次期ごみ焼却施設については、今後も毎回の委員会所管事項の中で調査・検討し、委員に諮りながら、市民に望まれる施設となるよう努めてまいります。

以上で市民厚生常任委員会の調査報告といたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

所管事項調査報告をいたします。

去る11月9日及び10日の2日間、群馬県みどり市議会、埼玉県坂戸市議会において、タブレット端末導入における現状と課題について市外調査を行っておりますので、その経過と結果について一括してご報告いたします。

なお、このタブレット端末につきましては、昨年、栃木県佐野市、大田原市、埼玉県飯能市の3カ所を視察し、導入による効果や現状、課題等について研修しており、この点につきましては、昨年の12月定例会でご報告しておりますので、重複する点につきましては、割愛いたしますので、ご了承願います。

まず初めに、みどり市議会、坂戸市議会がタブレット端末導入に至った点は、議会改革の一環として行ったものであり、両市議会ともタブレット導入に向けての推進部会を設置し、導入の効果及び導入目的を整理した上で実施しましたが、導入により不便となった点は、紙媒体資料のように手軽に書き込みができない点や複数資料を同時に見ることができない点、また、議員間のタブレット操作の習熟度に差がある点も課題として挙げられています。

いずれにしましてもタブレット端末導入に際して重要な点は、使用範囲、使用基準等の明確化であり、慎重に協議をしなければなりません。例えば坂戸市議会の場合、会議以外でのタブレット使用範囲を明確に規定しており、市民への啓発活動における資料の閲覧や行政視察等における資料閲覧等に限定されています。また、情報収集における使用範囲については、市ホームページからの情報閲覧、例えば委員会等の会議録や例規集及び各種計画等の閲覧など、あるいは検索サイトからの情報閲覧となっております。

一方、情報伝達における使用範囲としては、議員相互間及び市あるいは議会事務局との情報伝達を初め、災害時等の緊急情報伝達や議長が必要と認めたもの等が挙げられております。

タブレット端末導入による効果については、既に報告してありますようにペーパーレス化による経費削減を初め、膨大な会議資料の整理及び保存を簡便にすることができ、また、議員活動を円滑にするだけでなく、会議資料の携帯性も向上させるなど効率性が考えられます。

また、議会事務局の負担軽減により、議会改革のための調査機能の強化が図られる点や、急速に進むICT化の基本的理解が共有できる点も挙げられます。

いずれにしましても、導入するに当たっては、経費の削減や議会の効率化、あるいは議員のレベルアップ等につながらなければ導入の成果が得られたとは言えず、いま一度整理する必要があります。

議会事務局に過度の負担がかからないよう心がけなければなりません。

また、使用に際しては、クラウド文書共有システムなど、アプリケーションを初め、使用基準、使用範囲、禁止事項、あるいはセキュリティー対策や遵守事項など、細部についてこれらを協議する必要があります。

昨年、研修した大田原市及び飯能市では、行政側もタブレット端末を積極的に活用しており、本会議でも既に導入していましたが、このたび研修させていただいたみどり市議会及び坂戸市議会においては、現在のところ本会議を除く全員協議会、各常任委員会及び特別委員会等であり、配付資料とともに研修を重ねる意味でタブレット端末を併用しておりました。

これについては、両市議会とも行政側に対して、本会議でも導入できるよう働きかけを行っているものの、両市の行政側における共通点は、タブレット端末導入に慎重であり、現在のところ本格導入には至っておりません。

そこで、糸魚川市議会としては、みどり市議会、坂戸市議会のように、まずは導入する目的を明確にし、全員協議会や各種委員会等で提出された会議資料と併用してタブレットを使用し、それと並行して使用基準や使用範囲、またセキュリティー対策など必要事項についても慎重に協議を重ねる必要があるとの意見で一致を見ております。

以上で議会運営委員会所管事項調査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

暫時休憩をいたします。

再開を11時20分といたします。

〈午前11時08分 休憩〉

〈午前11時20分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5．議案第118号から同第120号まで及び同第157号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第118号から同第120号まで及び同第157号を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第118号は、市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、臨時職員等の育児休業期間の再延長なども定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第119号は、手数料条例の一部改正についてでありまして、簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法を適用することにより、水道及び下水道に係る登録手数料を削り、並びに介護予防日常生活総合事業の事業者からの申請に係る審査手数料を徴収するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第120号は、おててこ会館の指定管理者の指定についてでありまして、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間、指定管理者を糸魚川市おててこ会館管理運営委員会に指定したいものであります。議会の議決をお願いいたします。

議案第157号は、平成29年度集合支払特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,380万円を追加し、総額を6億8,580万円といたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第6．議案第121号から同第144号まで及び同第158号から同第161号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第121号から同第144号まで及び同第158号から同第161号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第121号は、糸魚川駅北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてでありまして、区域内における建築物の間口率、高さ等に関する制限を定めるため、建築基準法の規定に基づき、新たな条例を制定いたしたいものであります。

議案第122号は、簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでありまして、簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法を適用するため、関係条例の改正を行いたいものであります。

議案第123号は、ガス供給条例の一部改正についてでありまして、都市ガス利用の促進を目的とした料金の割引制度を導入するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第124号は、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてでありまして、国土調査事業により、大字藤崎地内の一般国道8号及び海岸保全区域内護岸の敷地に新たに土地を確認したため、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第125号は、字の変更についてでありまして、国土調査事業により、大字藤崎地内に新たに生じた土地の字を整理し、土地管理を円滑にするため、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第126号は、市道浜通1号線など4路線の廃止について、議案第127号は、市道浜通1号線など3路線の認定についてでありまして、それぞれ議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第128号から第144号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第128号は、白馬山麓国民休養地を白馬山麓休養地運営協議会に、議案第129号は、田屋会館を下田屋自治会に、議案第130号は、下湯川内センターを湯川内農家組合に、議案第131号は、田伏会館を田伏区自治会に、議案第132号は、釜沢生活改善センターを釜沢区に、議案第133号は、市野々会館を市野々区に、議案第134号は、根小屋多目的集会センターを根小屋区に、議案第135号は、大所ふれあいセンターを大所区に、議案第136号、議案第137号及び議案第138号は、不動山農村公園、上早川農村公園、及び焼山の里ふれあいセンターを、いずれも焼山の里ふれあいセンター等管理運営協議会に、議案第139号は、木地屋の里を木地屋の里施設管理組合に、議案第140号は、海谷三峽パークを西海地区自治振興協議会に、議案第141号は、雨飾山麓しろ池の森を雨飾山麓しろ池の森管理組合に、議案第142号は、不動滝いこいの里を不動滝管理組合に、議案第143号は、親不知漁港船舶保管施設を青海町漁業協同組合に、議案第144号は、セーフティコミュニティ広場を越区に、それぞれ平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間、指定管理者として指定をいたしたいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第158号は、平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳

入歳出それぞれ1億1,785万4,000円を減額し、総額を32億1,454万6,000円といたしたいものであります。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

議案第159号は、平成29年度集落排水浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ750万円を追加し、総額を2億7,320万円といたしたいものであります。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

議案第160号は、平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ634万8,000円を追加し、総額を11億1,626万9,000円といたしたいものであります。

議案第161号は、平成29年度ガス事業会計補正予算（第2号）でありまして、主なものは、収益的収支で、支出額を6,000万円追加し、11億2,220万円といたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第145号から同第155号まで、同第162号及び同第163号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第145号から同第155号まで、同第162号及び同第163号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第145号は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部の改正についてでありまして、し尿くみ取り量の減少により、経費が割高となることから、し尿くみ取り手数料を引き上げる改正を行いたいものであります。

議案第146号から155号は、指定管理者の指定についてであります。

議案第146号は、小柳墓地を小柳納骨霊苑管理会に、議案第147号は、中宿墓地を中宿区に、議案第148号は、下大野墓地を大野区に、議案第149号は、新船共同墓地を新船共同墓地組合に、議案第150号は、小坂地区共同墓地を小坂地区共同墓地管理組合に、議案第151号は、今村新田墓地を今村新田墓地管理組合に、議案第152号は、タンク山墓地をタンク山墓地管理組合に、議案第153号は、石垣墓地を石垣墓地管理組合に、議案第154号は、玉ノ木墓地を玉ノ木墓地管理組合に、議案第155号は、障害者地域活動支援センターこまくさを社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会に、それぞれ平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間、指定管理者としての指定をいたしたいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第162号は、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ120万円を追加し、総額を53億4,646万2,000円といたしたいものであります。

議案第163号は、平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ383万2,000円を追加し、総額を62億2,167万3,000円といたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第8．議案第156号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、議案第156号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第156号は、平成29年度一般会計補正予算（第7号）でありまして、歳入歳出それぞれ20億8,065万5,000円を追加し、総額を309億5,228万5,000円といたしたいも

のであります。

歳出の主なものは、2款総務費では、基金積立金の追加。3款民生費では、保育園整備事業の追加であります。6款農林水産業費では、農地等保管・保全整備事業の追加。7款商工費では、ビジネスチャレンジ支援事業の追加であります。8款土木費では、道路除排雪事業、復興まちづくり整備事業の追加。11款災害復旧費では、農地農業用施設林道施設及び公共土木施設の災害復旧事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金等を充当いたしました。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、第2表及び第3表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

以上で本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

+

〈午前11時35分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員